# 【廿日市市】補助金情報（令和5年度版）

| 支援制度名 | 支援の内容 | 制度の概要 | 担当窓口連絡先 |
|---|---|---|---|
| 廿日市市空き家活用支援補助金 | ①補助率：1/2<br>限度額：20万円<br>②補助率：1/2<br>限度額：20万円<br>③補助率：1/2<br>限度額：40万円（若年又は子育て世帯60万円）<br>④補助率：1/2<br>限度額：10万円 | 市街化区域外に位置する空き家バンク登録物件等や地域支援員等のマッチングにより居住が決まった空き家物件に対し、所有権移転等権利関係の整理に必要な費用や家財整理、改修に掛かった費用について、一部を補助する。<br>①手続き等<br>②家財整理費<br>③改修費<br>④自己改修材料費 | 住宅政策課<br>0829-30-9187 |
| 廿日市市佐伯地域吉和地域定住促進補助金 | 限度額：<br>[佐伯]新築住宅100万円･中古住宅60万円、[吉和]新築住宅150万円･中古住宅90万円（6歳～18歳未満の子供1人につき20万円加算、6歳以下の子1人につき30万円加算）<br>補助率：1/2 | 廿日市市外から転入する子育て世帯が佐伯地域又は吉和地域に定住を目的に住宅を新築、新築住宅を購入、又は中古住宅を購入する場合に、予算の範囲内で補助金を交付する。 | 住宅政策課<br>0829-30-9187 |